

第8章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を推進していくため、市民・関係機関・行政が課題を共有し、それぞれの役割を理解して取組を進めていく必要があります。

(1) 計画の周知

市の広報誌やホームページなどを通じて、市民、関係機関に対して本計画の周知・普及を積極的に進めます。

(2) 庁内推進体制

庁内関係部局等で課題を共有するとともに、横断的な連携を図りながら課題解決に向けた施策の実施に取り組みます。

2 計画の進行管理

市は、定期的に関係機関・団体の代表などの外部有識者によって構成される「西宮市保健医療計画策定委員会」に対し、本計画の取組状況を報告するとともに、進捗状況について意見具申を受け、計画全体の進行管理を行います。